

公 告

次のとおり県有財産への広告物の掲出を一般競争入札に付します。

令和7年7月29日

愛知県知事 大村 秀章

1 入札に付する事項

(1) 広告物を掲出する施設の名称、所在地及び掲出場所等（詳細は入札説明書のとおり）

施設名	所在地（従前地）	掲出場所	広告物の種類
岡崎警察署	岡崎市針崎町字太夫縄手 45番地（岡崎市岡崎駅南 土地区画整理事業53街区 1画地）	2階交通課待合ス ペース内（2箇所） 岡崎警察署庁舎内 （1箇所）	電子型広告物

(2) 募集する広告取扱者

1者とし、自ら広告主を募集し、広告物を掲出しようとする者を対象とします。

(3) 契約期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで。ただし、公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の公募条件を変更しないことを前提として令和9年4月1日から2年間を限度に、1年を単位として更新することができます。

(4) 行政財産の使用許可

落札者は、愛知県公有財産規則（昭和48年愛知県規則第23号）に定める行政財産の使用許可を受け、行政財産の特別使用に係る使用料条例（昭和39年愛知県条例第28号）に定める使用料（以下「使用料」という。）を本件入札において提示する金額とは別に支払う必要があります。（使用料は、相続税評価額により金額を決定します。）

また、電気料金についても、落札者の負担とし、落札者において計量機器（子メーター）を設置し、それにより算出した実費を愛知県警察本部長が指定する方法で期限までに全額納入しなければなりません。

(5) 広告内容の基準等

広告取扱者は、県が愛知県広告掲載要綱、愛知県広告掲載基準及び施設ごとに定めた基準に基づき審査を行い、行政財産への広告物の掲出に関する要領に定められた方法に基づき、事前に承認した広告物のみ当該物件に掲出することができます。また、広告取扱者は、広告の掲出に係る一切の責任を負うものとし、広告物の掲出後においても、適正な状態に保たなければなりません。

(6) 入札方法

ア 入札者は、(4)に示す使用料の他に、県に支払う意思のある金額を提示する必要があります。

イ 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免

税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札公告の日から開札までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等（以下「物品の製造等」という。）に係る令和6・7年度愛知県入札参加資格者名簿の大分類「3. 役務の提供等」のうち、中分類「03. 映画等製作・広告・催事」、小分類「02. 広告」、細分類「01. 広告企画・代行」に登録されている者であること。
- (4) 当該調達又はこれと同等の調達について実績があることを証明した者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 入札公告の日から開札までの期間において、愛知県から物品の製造等に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 愛知県警察が定める誓約書及び法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。）に係る名簿が提出されていること。

3 入札説明書の配布、契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

名古屋市中区三の丸二丁目1番1号（郵便番号460-8502）
愛知県警察本部総務部施設課財産係（愛知県警察本部本館1階）
052-951-1611（内線2267）

(2) 日時

令和7年7月29日（火）から令和7年8月21日（木）まで。

ただし、土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く、午前10時から午後5時までの間、随時交付します。

4 入札参加申込みの受付の場所、日時等

(1) 場所

名古屋市中区三の丸二丁目1番1号（郵便番号460-8502）
愛知県警察本部総務部施設課財産係（愛知県警察本部本館1階）

(2) 日時

令和7年7月29日（火）から令和7年8月21日（木）まで。

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く、午前10時から午後5時まで。

なお、郵送による入札参加申込みの場合は、令和7年8月21日（木）午後5時必着とします。

(3) 提出書類

入札に参加しようとする者は、入札説明書に指示のある資格を証明する書類を提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければなりません。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

5 現地の確認

事前に現地の確認をしたい場合は、令和7年8月15日（金）午後5時までに以下の連絡先まで電話にて連絡してください。

連絡先：愛知県警察本部総務部施設課財産係

電 話：052-951-1611（内線2267）

6 開札の場所及び日時

(1) 場所

名古屋市中区三の丸二丁目1番1号

愛知県警察本部総務部施設課 入札室（愛知県警察本部本館1階）

(2) 日時

令和7年10月2日（木）午前10時30分から

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を物件ごとに別葉として、開札期日までに納めなければなりません。

ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

8 契約書の作成の要否

要

9 入札の無効

財務規則第152条（入札の無効）に該当する入札は無効とする。

10 その他

(1) 落札者の決定方法

ア 入札参加資格の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格以上で、かつ、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者としします。

イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。入札者又はその代理人がくじを引かないときは、入札事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定する。

(2) 代金支払方法

納入通知書による一括納入とします。

(3) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときには、これを中止します。なお、この場合における入札参加者の損害は、入札参加者の負担とします。

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(5) その他

詳細は、入札説明書によります。